入札参加資格審查申請受付要項

日立市公営企業管理者が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等、物品購入等及び業務委託の契約に係る入札に参加を希望する者は、下記により申請してください。

令和7年10月20日

日立市公営企業管理者 岡部 和彦

記

1 建設工事、建設コンサルタント業務等(測量・建設コンサルタント・地質調査・補償関係)

(1) 申請期間

令和7年11月4日(火)から11月10日(月)まで

(2) 申請方法

茨城県土木部監理課建設業担当が受け付けます。入札参加申請 自治体を日立市とすることで、日立市企業局への申請者となりま す。

次のいずれかの方法により申請してください。

ア 電子申請 茨城県入札参加資格電子申請システムを利用

イ 紙申請 (インターネットが利用できないなど電子申請が不可能な場合に限る。)書留郵便による提出のみ(当日消印有効)

(3) 資格有効期間

1年5か月(令和8年1月10日から令和9年6月10日まで)

(4) その他

ア 今回は追加受付となりますので、既に令和7・8年度の入札 参加資格申請(定期)を申請済みの方は申請する必要はありま せん(ただし、業種の追加を希望する場合を除く。)。

イ 申請方法の詳細は、茨城県土木部監理課建設業担当ホームページ掲載の「令和7・8年度入札参加資格申請(令和7年11月受付)について」を参照してください。

ウ 建設工事、建設コンサルタント業務等の申請受付に際しては、

社会保険等(雇用保険、健康保険、年金保険)の加入を登録要件とします(法令等により適用を除外されている者は除く。)。

2 物品購入等(売買·印刷·賃貸借)、業務委託

(1) 申請期間

令和7年11月4日(火)から11月10日(月)まで

(2) 申請方法

ア 企業局分及び日立市分を同時に受け付けます。

イ 申請書類 (別表) を <u>「日立市総務部契約検査課宛」</u>、書留郵 便により提出してください(当日消印有効)。

(3) 資格有効期間

5か月(令和8年1月10日から令和8年6月10日まで)

(4) その他

ア <u>今回は追加受付となりますので、令和6・7年度の入札参加</u> <u>資格を有している方は、申請する必要はありません。</u>

(ただし、業務・物品の追加を希望する場合を除く。)。

イ 申請には、営業年数2年以上が必要になります(決算を2回 以上行っていることが対象。)。

3 名簿の公表

有資格者名簿につきましては、閲覧(日立市企業局総務課)及び インターネット(日立市企業局ホームページ)で公表します。

4 郵送先

宛先 日立市総務部契約検査課

住所 〒317-8601 茨城県日立市助川町1丁目1番1号

5 問合せ先 日立市企業局上下水道部総務課契約係 電話 0294-22-3111 内線 496 IP 電話 050-5528-5112

申請書類

建設工事、建設コンサルタント業務等	物品購入等(売買・印刷・賃貸借)	業務委託		
共通書類と日立市個別書類の両方が必要です。	業務委託との共通書類と個別書類の両方が必要です。	物品購入等との共通書類と個別書類の両方が必要です。		
(共通書類) 「令和7・8年度建設工事(建設コンサルタント業	(業務委託との共通書類) (注1、注2) ①資格審査申請書(原本) (注3) ②委任状(入札、契約等の権限を支店等に委任する場合) (原本) (注3) ③使用印鑑届(原本) (注3) ④印鑑証明書(写し可) (注5) ⑤経営規模等総括表(写し可) (注3) ⑥法人の登記事項証明書(写し可) (注5) 法人以外は、代表者の身分証明書(写し可) ⑦納税証明書(写し可) (別紙参照) ⑧誓約書(原本) (注3) (個別書類) (注1) ①取扱品目表(原本) (注3)	(物品購入等との共通書類) (注1、注2) ①資格審査申請書(原本) (注3) ②委任状(入札、契約等の権限を支店等に委任する場合) (原本) (注3) ③使用印鑑届(原本) (注3) ④印鑑証明書(写し可) (注5) ⑤経営規模等総括表(写し可) (注3) ⑥法人の登記事項証明書(写し可) (注5) 法人以外は、代表者の身分証明書(写し可) ⑦納税証明書(写し可) (別紙参照) ⑧誓約書(原本) (注3) (個別書類) (注1) ①取扱業務表(原本) (注3、注4)		
	②販売実績書(写し可・直前1年間分)(注3) ③特約店・代理店証明書(写し可) ④各種登録証明書(許可証、登録証、免許証等の写し)	②業務実績書(写し可・直前2年間分) (注3) ③各種登録証明書(許可証、登録証、免許証等の写し) ④資格者一覧表(写し可)(注3)		

- 注1 物品購入等(売買・印刷・賃貸借)及び業務委託の申請書類は、<u>緑色のA4フラットファイル1冊(紙表紙)に綴じ</u>、ファイルの表紙及び背表紙に商号又は名称を記入してください。※詳細については日立市のホームページをご覧ください。
- 注2 物品購入等(売買・印刷・賃貸借)及び業務委託の申請書類を同時に提出する場合は、共通書類は兼用可能です。
- 注3 日立市及び企業局の独自様式は、各機関の窓口で配布及び日立市並びに企業局のホームページに掲載します。
 - ・日立市 http://www.city.hitachi.lg.jp/kigyo/
- 注4 業務委託の取扱業務表については、日立市と企業局の様式(内容)が異なりますので注意してください。
- 注5 官公署が行った証明書類については、申請書提出時における最新のもの(申請受付締切日以前3か月以内に発行されたもの)を提出してください。

提出する納税証明書の一覧表

	営業所及び住所又は本店の所在地 提出する納税証明書(未納がないことを証明するもの)		備	考	
1	住所又は本店を日立市内に有する者	市税 (日立市)	市民税、固定資産税(償却資産分を含む)、都市計画税及び軽自動車税・法人に係るもの・個人の場合は、代表者に係るもの	※法人の代表者に	
		県税 (茨城県)	事業税及び法人県民税 (様式第40号の4(ア))	係る市税の納証明書の提出不要です。	
		国税	所得税(法人の場合は、法人税)、消費税及び地方消費税 ・個人・様式その3の2又はその3 ・法人・様式その3の3又はその3		
2	営業所等を日立市内に有し、住所又は 本店が日立市外である者	市税 (日立市)	市民税、固定資産税(償却資産分を含む)、都市計画税及び軽自動車税		
		県税 (茨城県)	事業税及び法人県民税 (様式第40号の4(ア))		
		国税	所得税(法人の場合は、法人税)、消費税及び地方消費税 ・個人・様式その3の2又はその3 ・法人・様式その3の3又はその3		
3	・住所又は本店を茨城県内に有する者 ・営業所等を茨城県内に有し、住所又 は本店が茨城県外である者	県税 (茨城県)	事業税及び法人県民税 (様式第40号の4(ア))		
		国税	所得税(法人の場合は、法人税)、消費税及び地方消費税 ・個人・様式その3の2又はその3・法人・様式その3の3又はその3		
4	住所又は本店が茨城県外である者	国税	所得税(法人の場合は、法人税)、消費税及び地方消費税 ・個人・様式その3の2又はその3・法人・様式その3の3又はその3		

【注意事項】

- 1 申請の日の属する年度分の納税証明書(未納がないことを証明するもので、申請受付締切日以前3か月以内に取得したもの)を提出してください。
- 2 市税(日立市)について

申請者に納付義務のある全ての市税について、申請時点において滞納のないことが要件となりますので、次の点に留意して、納税証明書を取得してください。

- (1) 納付義務のある市税の納税証明書※を取得してください。
 - ※ 表示項目以外に滞納がない旨が記載された納税証明書であれば、課税された税項目すべてが表記されている必要はありません。
- (2) 納期限の日以前に取得した納税証明書は、「納期限未到来」分の税額の表示がされていても差し支えありません。
- (3) 納付されてから入金が確認できるまで数日かかるため、納めていただいた分が納税証明書に反映されないことがあります。 納付した日から概ね2週間以内に納税証明書を取得する場合は、次の書類を提出してください。
 - アロ座振替の場合

……… 通帳(納付確認ができる部分)の写し

イ 市役所及び金融機関等の窓口で納付した場合 ……… 領収証書の写し